

様式第4号（第11条関係）

基 住 第 7 1 号
令和7年5月14日

第5区 区長 井上 定男 様

基山町長 松 田 一 也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取り扱い

令和6年7月23日付けで提案のあった「町道導流帯に駐車する大型トレーラーによる住民への迷惑解消」につきまして、当該箇所へ駐停車している可能性のある大型車両等のうち、ディーラー車保管場（モータープール）へ荷下ろしを行うものを特定し、今後は一切大型車両等の駐停車を行わないよう、指導・勧告を行っています。あわせて周辺の事業者に対しても同様の指導・勧告を行っています。

また、導流帯（ゼブラゾーン）については、大型車両等の長時間の駐停車に対する注意喚起のために町で設置したのですが、駐停車を誘発しているものとなっているため、削除します。

今後も継続して警察や町の各委員等による巡回を重点的に実施し、長時間の駐停車については取り締まりや110番通報により対応し、同様の状況が発生しないよう防犯カメラ設置等の対策についても検討することとします。

2 取扱いの理由

本要望については現状の確認や今後の対策の検討を一定期間継続して行ってまいりました。当該箇所は駐車禁止場所となっており、警察の取り締まりが行われておりますが、ゼブラゾーンへの駐停車は短時間のものであっても見通しを妨げるものとなるため、特定できたものに対して交通事故防止の観点から指導及び勧告を行っております。

また、ゼブラゾーンについては特に車両の見通しに関係する場所であることから、注意喚起の目的で設置したのですが、現状においても駐停車を行う大型車両等があり、駐停車を誘発していると考えられるため削除いたします。

今後についても上記のような車両の駐車等が発生する恐れがあり、その発生防止のために安全な町づくり推進協議会委員の防犯パトロール、警察による巡回等の重点的な場所とするほか、防犯カメラ設置等の対策の検討により駐停車車両の特定に努めます。